

議案第 9 1 号

山陽小野田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

山陽小野田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次
のように定める。

平成 2 6 年 1 1 月 2 7 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
山陽小野田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 1 7 年山陽小野田市
条例第 1 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 特定家庭用機器廃棄物以外の一般廃棄物の部一般家庭の款を次のよ
うに改める。

一般家庭	収集	燃やせるごみ	市長が指定するごみ袋 4 5 リットル用 1 枚につき 5 円
			市長が指定するごみ袋 3 5 リットル用 1 枚につき 4 円
			市長が指定するごみ袋 1 5 リットル用 1 枚につき 2 円
		大型ごみ	1 個につき 5 4 0 円
		犬、猫等の動 物の死体	1 体につき 5 4 0 円
	持込み		1 日につき 1 2 0 キログラム以下 無料 2 2 0 キログラムを超え、4 0 キロ グラム以下 2 1 0 円

	3	40キログラムを超え、60キログラム以下	320円
	4	60キログラムを超え、80キログラム以下	430円
	5	80キログラムを超え、100キログラム以下	540円
	6	100キログラムを超える場合	540円に、超える部分につき50キログラムまでごとに270円を加算した額

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

山陽小野田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例新旧対照表

改正後				改正前				
別表第1 (第14条、第16条関係)				別表第1 (第14条、第16条関係)				
一般廃棄物処理手数料				一般廃棄物処理手数料				
種類	区分		金額	種類	区分		金額	
特定家庭用機器廃棄物以外の一般廃棄物	一般家庭	収集	燃やせるごみ	市長が指定するごみ袋45リットル用1枚につき5円	一般家庭	収集	燃やせるごみ	市長が指定するごみ袋45リットル用1枚につき5円
			市長が指定するごみ袋35リットル用1枚につき4円	市長が指定するごみ袋35リットル用1枚につき4円				
			市長が指定するごみ袋15リットル用1枚につき2円	市長が指定するごみ袋15リットル用1枚につき2円				
		大型ごみ	1個につき540円		大型ごみ	1個につき540円		
		犬、猫等の動物の死体	1体につき540円		犬、猫等の動物の死体	1体につき540円		
		持込み	1日につき		持込み	燃やせるごみ以外のもの	1日につき	
			1 20キログラム以下 無料				1 100キログラム以下 無料	
			2 20キログラムを超え、40キログラム以下 210円				2 100キログラムを超え、200キログラム以下 1,080円	
			3 40キログラムを超え、60キログラム以下 320円				3 200キログラムを超える場合1,080円に、超える部分につき100キログラムまでごとに540円を加算した額	
			4 60キログラムを超え、80キログラム以下 430円					
		5 80キログラムを超え、100キログラム以下 540円						
		6 100キログラムを超える場合540円に、超える部分につき50キログラムまでごとに270円を加算した額						
	(略)			(略)				
(略)				(略)				